

公布された規則のあらまし

○佐賀県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則（規則第二号）

1 製菓衛生師法施行令の改正に伴い、引用条項を改めることとした。（第一条関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三号）

1 許可区域を特定広告物交差点等許可区域、第一種許可区域及び第二種許可区域に区分し、その許可区域ごとに許可の基準を定めることとした。（第二条の二、第三条、別表第一及び別表第二関係）

2 禁止区域において許可を受けて表示し、又は設置することができない広告物等の許可の基準を定めることとした。（第三条及び別表第二関係）

3 公共用広告物に係る知事との協議に関し必要な事項を定めることとした。（第四条の二及び別記様式第四号の二関係）

4 適用除外の基準を見直すこととした。（第四条の三、別表第三及び別表第四関係）

5 自家用広告物等に係る適用除外の特例適用の申請に関し必要な事項を定めることとした。（第四条の四及び別記様式第四号の二の二関係）

6 その他所要の改正を行うこととした。

7 この規則は、平成二二年四月一日から施行することとした。